

引き上げ分の地方消費税収が充てられた社会保障４経費その他の社会保障施策に要した経費（一般会計）

（単位：千円）

項 目 名		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国支出金	その他		（うち引き上げ分の 地方消費税充当分）
社会福祉	障害者福祉	12,333,029	257,093	143,779	11,932,157	(0)
	高齢者福祉	3,463,297	530,952	1,054,272	1,878,073	(973,965)
	児童福祉	20,403,830	2,318,648	534,293	17,550,889	(7,342,719)
	母子福祉	112,099	88,946	3,994	19,159	(0)
	生活保護	5,326,169	3,813,222	0	1,512,947	(25,413)
	小計	41,638,424	7,008,861	1,736,338	32,893,225	(8,342,097)
社会保険	介護保険	20,042,054	0	0	20,042,054	(3,924,594)
	国民健康保険	11,878,315	0	0	11,878,315	(691,483)
	後期高齢者医療	23,119,023	84,274	112,485	22,922,264	(4,701,980)
	小計	55,039,392	84,274	112,485	54,842,633	(9,318,057)
保健衛生	医療	10,649,144	3,379,109	0	7,270,035	(0)
	病院	8,594,124	0	71,808	8,522,316	(0)
	疾病予防対策	325,448	129,947	933	194,568	(0)
	医療提供体制確保	2,595,948	801,499	620,931	1,173,518	(282,668)
	小計	22,164,664	4,310,555	693,672	17,160,437	(282,668)
合 計		118,842,480	11,403,690	2,542,495	104,896,295	(17,942,822)

（注）「社会福祉」とは「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。

また、項目の「引き上げ分の地方消費税」は、厚生労働省が示している「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障４経費の増」に要する経費に優先して充当したうえで、一般財源の増加額（平成25年度比）に応じてあん分して充当している。